

2016（平成28）年度 事業報告書

（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

1. 会員の異動状況

2016年度中の会員の異動は、次の表のとおりである。

会員の種類	2015年度末	2016年度中の異動		2016年度末
		増	減	
正会員	98 社	2 社	2 社	98 社
賛助会員	31 社	0 社	0 社	31 社
情報会員	0 社	0 社	0 社	0 社
名誉会員	11 名	0 名	1 名	10 名

【内 容】

区分	増減	会社名	代表者	異動年月
正会員	増	株式会社エレケア	清原 信雄	2016年4月
正会員	増	株式会社沖縄日立	石塚 元	2016年4月
正会員	減	株式会社シノザキエレベータ	篠崎 恭司	2017年3月
正会員	減	九州富士エレベーター株式会社	田代 哲也	2017年3月

区分	増減	氏名	経歴	異動年月
名誉会員	減	久米 稔	当協会 元会長 元常務理事	2016年12月

2. 通常及び臨時総会

2. 1 第67回通常総会

2016年5月27日（金）の午後3時から、東京都渋谷区渋谷にあるアイビーホールにおいて、第67回通常総会を開催した。第1号議案（2015年度事業報告）、第2号議案（2015年度収支決算）、第3号議案（役員を選任に関する件）、第4号議案（常勤の役員の報酬に関する件）、第5号議案（2016年度事業計画）及び第6号議案（2016年度収支予算）を審議し、各議案は承認された。

2. 2 臨時総会

臨時総会は、実施しなかった。

3. 本部の委員会等、及び支部の活動

3. 1 常設委員会等

常設委員会及びその関連専門委員会は、定期的で開催した。更に、それぞれが必要に応じて、特別委員会及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催した。

2016年度の大きな課題としては、「エレベーターの日」の安全利用の周知活動、労働災害の撲滅（重篤災害0）であること及び機械室なしエレベーターを非常用エレベーターに適用する場合の検討並びに『昇降機技術基準の解説 2016年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準 2016年版』への改訂に鋭意取り組み初期の目標を達成することができた。

3. 2 支部及び支所の活動

（1）支部及び支所の活動の概要

支部は、北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国・四国、九州の8地域にあり、関東支部の下に神奈川県支所及び新潟県支所、中国・四国支部の下に四国支所がある。ただし、四国支所の活動は中国・四国支部の活動に含み、四国支所は対外名称のみを残している。

支部及び支所において活動する事業は、定款に規定された事業の中の次の3項目である。

- 1) 管轄地域における行政、安全協議会等との連携
- 2) 管轄地域における、「エレベーターの日」等の定期的、かつ、日常的な安全の周知活動
- 3) 管轄地域における消防本部等との閉じ込め救出訓練等の実施

その他、本部から指示した事項

この支部及び支所における活動のために、支部の活動の展開を取りまとめる支部幹事会、支部における技術的事項を検討する支部技術委員会、及び支部における保守等の事項を検討する支部メンテナンス委員会、並びに支部の会員に支部活動内容を説明する支部連絡会を必要に応じて開催して活動した。

（2）支部管轄地域における行政及び閉じ込め救出活動等による消防本部等との連携の強化

各支部、各支所において当該地域の特定行政庁からの指示等に対して、都度適正に対応した。

全国の消防本部等からの要請を受け、総務省消防庁殿との覚書（協力体制）に基づき、会員会社の施設（研修センター等）又は消防本部等の昇降機を使用して、実機による救助隊への閉じ込め救出訓練を実施した。

各支部での実施状況は、下表のとおりである。

2016年度には救出訓練を実施しないとした県があったため、実施件数は目安回数の約73%である。2年連続して未実施とならないように、当該の県とは支部、支所が都度確認する予定である。

なお、2016年度は警視庁に対しても、閉じ込め救出訓練を実施した。この実施回数は、次の表の関東支部の値に含んでいる。

消防本部等への閉じ込め救出訓練実施状況（2017年3月31日現在）

支部	最多実施 目安回数	2014年度		2015年度		2016年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
北海道	3回	1回	2回	2回	2回	2回	2回
東北	6回	6回	6回	5回	5回	6回	6回
関東	17回	9回	11回	12回	13回	12回	14回
北陸	3回	2回	2回	1回	1回	1回	2回
東海	6回	3回	3回	3回	4回	4回	4回
関西	8回	6回	7回	5回	5回	6回	6回
中・四国	9回	5回	3回	6回	5回	4回	3回
九州	8回	7回	6回	4回	3回	9回	7回
合計	60回	39回	40回	38回	38回	44回	44回

4. 協会の活動

4. 1 昇降機の安全、安心の確保及びその周知活動

4. 1. 1 昇降機の安全、安心の確保

(1) 2015年度下期及び2016年度上期の法令改正内容への対応

法令の制定及び改正内容等に従って、次の項目を実施した。

1) 法令改正内容の周知徹底

①定期検査制度の改正の周知

所有者、管理者が小荷物専用昇降機についての定期検査制度及び維持管理について理解を深めるためのツールとしてリーフレット「小荷物専用昇降機の定期報告制度の改正に伴う定期報告のお願い」を作成し、当協会ホームページのお役立ちリーフレットに掲載した。

また、平成20年国土交通省告示第283号改正に伴い、改正内容概要を周知するためにリーフレット「2017（平成29）年4月1日から昇降機の定期検査における基準が変わります」を作成した。

②昇降機の適切な維持管理に関する指針及びエレベーター保守点検業務標準契約書等の周知

これら指針等の周知を目的に一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに「昇降機の適切な維持管理に関する指針」解説書策定委員会が設立され、当協会はこの委員会に参画して意見を述べた。

2017年度には当協会頒布品の冊子『昇降機の保守と管理』を改訂し、更に指針等の周知を図る。

2) 国土交通省との情報交換の実施等への対応

2017年2月27日に国土交通省住宅局建築指導課課長と当協会役員との情報交換会を実施した。

既設エレベーターへの戸開走行保護装置設置促進、JISの認定、大臣認定、機械室なし非常用エレベーター、維持管理指針への対応及び事故報告等の課題解決に意見を交換した。

3) 平成28年度の建築基準整備促進事業の対応

平成28年度建築基準整備促進事業には、昇降機に関する該当項目がなかった。

4) 昇降機技術基準の解説及び昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書等の改訂

『昇降機技術基準の解説2016年版』は、2016年11月に発行した。12月13日に会員向けに改訂部分の概要についての説明会を開催した。

また、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』は、2016年11月1日付けで平成20年国土交通省告示第283号が改正されたことを受け、当協会内に「業務基準書改訂WG」及び「業務基準書改訂WG エスカレーターサブWG」を設置して改訂案を作成し、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに設置された改訂委員会で改訂作業を進め、2017年3月28日に一般財団法人日本建築設備・昇降機センターから出版された。

5) 平成12年建設省告示第1413号の改正に向けた機械室なしエレベーターの冠水実験

非常用エレベーターに現在主流である機械室なしエレベーターを適用するには最上階の床面より上方に駆動装置及び制御装置（以下「駆動機器等」という。）を設置する必要がある。この条件を最下階床面より上部に設置できるように、最上階から消火用水が昇降路内に流入した時の駆動機器等への冠水に関して2016年8月に実験した。

機械室なしエレベーターの駆動機器等を最下階の床面から最上階の床面の間に設置する場合の要件をまとめた。実物大実験によって昇降路へ流入した消火用水の挙動を評価し、駆動装置等に必要な条件を明確にした。2017年1月に開催された一般社団法人日本機械学会での技術講演会で発表し、国土交通省に報告書を提出した。2017年4月3日にパブリックコメントが公表され、同告示の改正が進んでいる。

- (2) 調速機、非常止め装置及び緩衝器の3種類の安全装置のJISの制定後の活用推進
3種類の安全装置の活用に関する制度面での運用方法について行政側で検討を進めている。
- (3) 法令等の技術的事項に関する国土交通省等への協力
 - 1) 国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から国土交通省への答申対応への協力
重大事故の再発防止に関する説明会を2017年3月28日（火）に開催した。
本説明会は、「事故調査結果から学ぶ設計上の留意事項について」の「総論」として、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会 部会長、東京電機大学統括副学長の藤田聡様並びに「重大事故の詳細説明」として、国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室 室長の深井敦夫様及び国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐の齋藤健一様から説明があった。
また、当協会からは「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等により、適切な維持に関して所有者への説明し依頼すること及び製造会社及び保守会社において「何をしなければならないか」についての要請があった。
 - 2) 『公共建築工事標準仕様書平成28年版』及び『機械設備工事監理指針平成28年版』への改訂作成協力
『公共建築工事共通仕様書平成28年版』及び『機械設備工事監理指針平成28年版』への改訂に関して、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び一般社団法人公共建築協会に協力し、2016年10月に発行された。
 - 3) 『建築設備設計基準平成30年版』、『建築設備計画基準平成30年版』及び『木造計画・設計基準平成29年版』への改訂作成協力
『建築設備設計基準平成30年版』、『建築設備計画基準平成30年版』及び『木造計画・設計基準平成29年版』への改訂に関して、国土交通省大臣官房官庁営繕部から協力要請があり、当協会としては規格・標準化専門委員会で検討し、改訂要望案を国土交通省大臣官房官庁営繕部に提示した。
 - 4) 『建築保全業務共通仕様書』等の改訂版の作成協力
国土交通省大臣官房官庁営繕部に設けられた『建築保全業務共通仕様書』等改訂に係る検討会並びに一般財団法人建築保全センターに設けられた『建築保全業務共通仕様書』等改訂に係る作業部会及び昇降機WGに参画し、建築基準法等の法改正内容及び関係団体等からの意見を踏まえ、『建築保全業務共通仕様書』の改訂について検討した。
- (4) 国土交通省の事故報告書公表後の協力要請への協力
社会資本整備審議会から事故報告書が発行された場合等に、同一、同種の事故の発生を予防し、安全性向上のための必要な対策を展開するために、国土交通省から調査等の協力を求められる場合がある。この協力要請に対して、安全性向上の観点から協力した。
2016年度に実施した調査は、次の4件である。
 - 1) エスカレーターの前輪及び後輪と押さえレールの隙間寸法等に関する調査
[調査完了：2016年12月、対象：エスカレーターを製造、据付又は据付のみ実施の正会員]
2015年12月に東京都千代田区内で発生したエスカレーターの前輪及び後輪と押さえレールの隙間寸法等に関する調査について調査した。
 - 2) ブレーキ制御回路のブレーキ開放用リレー選定等に関する調査（その1）
[調査完了：2016年12月、対象：東芝エレベータ株式会社、日本オーチス・エレベータ株式会社、株式会社日立製作所、フジテック株式会社、三菱電機株式会社の5社]
2015年7月に大阪府内で発生したブレーキ制御回路の故障が原因と考えられるエレベーター事故に関して、国土交通省によるブレーキ開放用リレー選定等に関するヒヤリング調査があった。
 - 3) ブレーキ制御回路のブレーキ開放用リレー選定等に関する調査（その2）

[調査完了：2017年2月、対象：イーケーエレベータ株式会社、株式会社エレベータシステムズ、昌和輸送機株式会社、ダイコー株式会社、日東エレベータ製造株式会社、守谷輸送機工業株式会社、横浜エレベータ株式会社の7社]

2015年7月に大阪府内で発生したブレーキ制御回路の故障が原因と考えられるエレベーター事故に関して、国土交通省によるブレーキ開放用リレー選定等に関するヒヤリング調査があった。

4) エレベーター巻上機ブレーキの構造及び小荷物専用昇降機の構造に関する調査

①エレベーター巻上機ブレーキの構造に関する調査

[調査完了：2017年2月、対象：ディスク式ブレーキのキャリパー部分を製造又は購入し、エレベーター巻上機に組み付け、出荷したことがある正会員若しくはエレベーター用ディスク式ブレーキのキャリパー部分を製造又は購入し、当該キャリパー部分を単体で販売したことがある正会員]

国土交通省からの依頼を受けて、2015年12月に発生したディスク式ブレーキ部品破損による突上事故の再発防止を図るため、ディスク式ブレーキのキャリパー機構について調査した。

②小荷物専用昇降機の構造に関する調査

[調査完了：2017年2月、対象：これまでに小荷物専用昇降機を設計及び製造したことのある正会員]

国土交通省からの依頼を受けて、2016年12月に発生した小荷物専用昇降機における挟まれ事故に関して、同様不具合発生の可能性のある構造のものの有無及びありの場合の概ねの出荷台数について調査した。

(5) 労働災害の発生件数の低減、及び重篤災害^{ゼロ}0件の目標達成

工事（改修を含む）関係の労働災害発生総件数の削減、重篤災害の撲滅を目指し、工事委員会で、啓発資料「上肢に関する挟まれ災害事例集」をまとめ、当協会ホームページに掲載し周知を図った。

また、会員から労働災害発生の第1報を受けた際に、発生した事実の連絡及び注意喚起を目的とした緊急連絡（当協会会長通達）の発信は継続した。更に詳細報告の受領時には、安全衛生委員会が当該の会社を交えて再発防止対策を検討し、会員への周知事項がまとまり次第、『協会月報』に掲載した。なお、『協会月報』掲載時には目立つように色紙としている。

2016年度の労働災害（4日以上休業災害）の状況は、次のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2016年度
件数	1	3	0	1	2	4	1	0	3	2	1	0	18
重篤 ^注	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

注：重篤欄の数値は、件数欄の数値の内数である。

(6) 調査、報告

定款、会員規則等の規定に従って、次の調査等を実施した。

1) 年次報告

2016年5月に正会員及び賛助会員の全会員が年次報告書を提出した。

2) 昇降機設置台数調査

正会員に対して2015年度の年間の、「新設台数」、「保守台数」、「建物用途別設置台数」及び「リニューアル関係の設置台数」等について調査し、『協会月報』No. 533（2016年7月号）及び電子版機関紙『エレベーター ジャーナル』No. 11（2016年8月号）に掲載した。

また、2016年度上期の「新設台数」、「建物用途別設置台数」及び「リニューアル関係の設置台数」の調査を会員に対して実施し、『協会月報』No. 539（2017年1月号）に掲載した。

なお、地震関係の項目の見直しを検討し、2016年度上期昇降機設置台数調査時に任意報告として実施した。

3) 昇降機事故報告制度による報告、労働災害報告等

①国内向けのエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機において重大事故及び安全に関わる不具合が発生した場合には、JEAS-A2001「昇降機事故等報告制度に関する標準」に基づき、当協会への報告を徹底した。2016年度、この制度に該当して報告を受けた件数は、3件であった。

②2015年度に発生した昇降機の労働災害を統計分析し、『協会月報』No. 532（2016年6月号）に掲載した。また、労働災害事例集として、過去1年間に『協会月報』に掲載した事例をまとめて『協会月報』No. 535（2016年9月号）に掲載した。

4. 1. 2 年間を通じた安全利用の周知活動

(1) 11月10日「エレベーターの日」等

1) 支部管轄区域内の未展開地域への展開、及び広範囲にわたるポスター等の掲出

新規の地区としては、中国四国支部が山陰地区での周知活動として、西日本旅客鉄道の山陰本線（鳥取－益田間）の電車内にポスターを掲示した。また、九州支部が南九州地区での周知活動

として南日本新聞に「エレベーターの日」の広告を掲載した。

2) 全国統一ポスター等のデザイン

2016年度の「エレベーターの日」用のポスターは新規デザインとし、エレベーター及びエスカレーターとエスカレーターのみとの2種類、ステッカーはエレベーター及びエスカレーターのポスターと同じデザインの1種類を制作した。ポスターの掲出は中吊り用、ステッカーは車両の乗降口横等に掲出用とした。

3) キャンペーン配布品

共通で制作する配布品として、「エレベーター、エスカレーターの正しい乗り方を記載したリーフレット」、「全国統一ポスターのデザインのポケットティッシュ」、「消せる蛍光ペン（11月10日はエレベーターの日、協賛団体名及び当協会名又は支部名の名入り）」の3点を袋詰めにしたもの（以下「キャンペーン品」という。）を制作した。

〔キャンペーン品〕

ポスターデザインの
ポケットティッシュ

消せる蛍光ペン



リーフレット（表、裏）

4) 街頭キャンペーン等による呼び掛け

「エレベーターの日」の当日等に次表に示す場所で、「キャンペーン品」等を配布し、エレベーター、エスカレーターの安全利用を呼び掛けた。

本部及び支部、会員会社から延べ約200名のご協力のもとに、全国各地でキャンペーン品等を約54,000個配布した。

地域	実施日	実施場所	実施内容	担当支部等	参加人数合計
札幌市	11月10日 17:20から 18:20まで	札幌市交通局 地下鉄の大通駅構内 (東西線及び南北線改札 付近)	キャンペーン品10,000セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	札幌市交通局 北海道建築指導 センター 北海道支部	31名
仙台市	10月1日から 31日まで	東北百貨店協会加盟店 9社(さくらの百貨店、川 徳、そごう・西武、エマル シエ、仙台三越、藤崎、中 合、うすい百貨店、大沼)	東北百貨店協会加盟店9社17店舗でキ ャンペーン品を10,800個配布し、エス カレーターの安全利用を呼びかけまし た。	東北百貨店協会 加盟店9社17店舗	-
	11月1日 7:30から 8:30まで	仙台市交通局 地下鉄の仙台駅構内 (北、南、東改札付近)	キャンペーン品4,500セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	仙台市交通局 東北支部	13名
	11月10日 10:00から 11:00まで	東日本旅客鉄道 仙台駅構内 (中央、新幹線南口、 東口改札付近)	キャンペーン品を5,000セット配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	東日本旅客鉄道 東北支部	20名
横浜市	11月10日 15:30から 16:30まで	横浜駅 西口街頭	キャンペーン品2,000セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	神奈川県建築安 全協会 神奈川県支所	20名
	11月11日 8:40から 9:40まで	東京急行電鉄 横浜駅	キャンペーン品2,000セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	東京急行電鉄 神奈川県支所 広報委員会 本部	13名
名古屋市	11月10日 8:00から 9:00まで	名古屋市交通局 桜通線久屋大通駅構内	みんなで手すりにつかまろうポケット ティッシュ1,000個を配布し、昇降機の 安全利用を呼びかけました。	名古屋市交通局 東海支部	8名
富山市	11月10日 7:30から 9:30まで	富山駅 構内 南北自由通路	キャンペーン品2,000セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	北陸支部	16名
大阪市	11月10日 9:30から 11:00まで	阪急電鉄 梅田駅 2階中 央改札前及び3階改札前 コンコース	キャンペーン品5,000セットを配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	関西支部	10名
広島市	11月10日 13:30から 15:00まで	広島市 八丁堀交差点	消せる蛍光ペン3,300本及びキャンペ ーンポケットティッシュ800個を配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	中国・四国支部	15名
岡山市	11月10日 11:00から 12:00まで	岡山駅 東口広場	消せる蛍光ペン1,400本及びキャンペ ーンポケットティッシュ400個を配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	中国・四国支部	12名
高松市	11月10日 11:00から 12:00まで	高松市 サンポート	消せる蛍光ペン1,400本及びキャンペ ーンポケットティッシュ400個を配布し、 昇降機の安全利用を呼びかけました。	中国・四国支部	12名

松山市	11月10日 11:00 から 12:00 まで	松山市 松山三越前	消せる蛍光ペン1,400本及びキャンペーンポケットティッシュ400個を配布し、昇降機の安全利用を呼びかけました。	中国・四国支部	12名
福岡市	11月16日	西日本鉄道 天神駅構内	キャンペーンポスターデザインのポケットティッシュ2,000個を配布し、昇降機の安全利用を呼びかけました。	西日本鉄道 九州支部	18名
土岐市 瑞浪市 恵那市	11月10日	土岐市、瑞浪市、恵那市の市立小学校(29校)	「エレベーター、エスカレーターはルールを守って正しく乗りましょう」と印字したドッジボール(153個)を土岐市、瑞浪市、恵那市の市立小学校に贈呈し、昇降機の安全利用を周知しました。	東海支部	3名
総計					203名

5) 「エレベーターの日」ポスター又はステッカー等で鉄道及びバス等への広告、電飾広告を掲出
エレベーター、エスカレーターの安全利用についてのポスター(約4,000枚)及びステッカー(約
1,900枚)を、鉄道車両等、文字広告、電照看板で広告した。

また、2015年度から継続してステッカーを制作し、ポスターの掲出期間1週間程度より長期の
1ヵ月間、掲出した。

地域	期間	掲出場所	広告	
北海道	11月1日-11月30日	北海道旅客鉄道	特急スーパーカムイ電車内	ポスター
	11月8日-11月10日	札幌市交通局	市営地下鉄電車内	ポスター
	11月4日-11月10日	札幌市交通局	市電の電車内	ポスター
	11月4日-11月10日	函館市企業局交通部	市電の電車内	ポスター
	11月4日-11月10日	旭川電気軌道	旭川市内路線バス車内	ポスター
	11月4日-11月10日	くしろバス	釧路市内路線バス車内	ポスター
	11月4日-11月10日	十勝バス	帯広市内の路線バス車内	ポスター
東北	11月9日-11月11日	仙台市交通局	地下鉄南北線、東西線の電車内	ポスター
	11月1日-11月10日	仙台市交通局	バス車内	ポスター
	11月1日-11月30日	仙台空港鉄道	空港アクセス線の電車内	ステッカー
	11月1日-11月30日	東日本旅客鉄道	東北本線、仙山線、常磐線、東北線(一ノ関、盛岡)の電車内	ステッカー
関東 甲信越	11月7日-11月10日	東日本旅客鉄道	山手線、常磐線(各駅停車)の電車内	ポスター
	11月3日-12月2日	東京都交通局	都営浅草線、都営大江戸線、都営新宿線、都営三田線の電車内	ステッカー
	11月10日-11月11日	東武鉄道	本線南部、野田線の電車内	ポスター
	10月20日-11月19日	横浜市交通局	ブルーラインの電車内	LED 広告
	11月1日-11月10日	新潟交通	バス車内	ポスター
関西	10月24日-11月13日	大阪高速鉄道	電車内	ポスター
	11月1日-1月31日	大阪高速鉄道	電車内	ステッカー
中国	10月11日-11月10日	広島高速交通	アストラムラインの電車内	ポスター
	11月9日-11月15日	西日本旅客鉄道	山陰本線(鳥取-益田)の電車内	ポスター
九州	10月1日-12月31日	福岡市交通局	天神駅、中洲川端駅	電照看板

6) 各事業者等へのポスター掲出及び動画放映、並びにキャンペーン等の協力を依頼

国土交通省、特定行政庁、鉄道事業者(24社)及び協会(1)、札幌市(203校)、土岐市(8校)、
瑞浪市(7校)及び恵那市(14校)の市立小学校、福岡市立幼稚園(7園)、札幌市消防局、仙台
空港のご協力を頂き、ポスターの掲出、キャンペーン等を表3のとおり実施しました。なお、実
施時期、掲出期間は、各事業者によって異なりました。

キャンペーンの実施及びポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容	
北海道	札幌市交通局	キャンペーン品を当協会と共同で配布	大通駅構内で実施
		事業者名入りポスター	駅構内等に掲示
東北	東北百貨店協会加盟店9社	キャンペーン品を配布し、店内でポスターを掲出	東北百貨店協会加盟店9社の店内等
		キャンペーン品を当協会と共同で配布	仙台駅構内で実施
		キャンペーン品を配布	郡山駅、福島駅、多賀城駅、古川駅、山形駅及び秋田支社で実施
関東	仙台市交通局	全国統一ポスター	仙台支社及び秋田支社内の駅構内等、東京駅、品川駅、新宿駅、池袋駅、上野駅、松戸駅の駅構内等に掲示
		キャンペーン品を当協会と共同で配布	仙台駅構内で実施
		事業者名入りポスター	駅構内等に掲示
		全国統一ポスター及びエスカレーターポスター	駅構内等に掲示 駅構内画面に表示
中部	名古屋市交通局	キャンペーン品を当協会と共同で配布	横浜駅構内で実施
		ポケットティッシュを当協会と共同で配布	久屋大通駅構内で実施

		事業者名入りポスター	駅構内等に掲示
四国	高松琴平電気鉄道	キャンペーンポケットティッシュ配布	駅構内等で配布
		事業者名入りポスター	駅構内等に掲示
九州	西日本鉄道	キャンペーンポケットティッシュを当協会と共同で配布	天神駅構内で実施
		事業者名入りポスター	駅構内等に掲示

全国統一ポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容
北海道	札幌市の市立小学校	203校の校内に掲示
東北	仙台空港	掲示板等に掲示
関東	国土交通省	省内の掲示板等に掲示
	特定行政庁	掲示板等に掲示
	小田急電鉄、京成電鉄、埼玉高速鉄道、相模鉄道、 新京成電鉄、西武鉄道、東京地下鉄、東京都交通局、 東葉高速鉄道、北総鉄道	駅構内等に掲示
	日本地下鉄協会	事務所内等に掲示
東海	土岐市、瑞浪市、恵那市の市立小学校	計29校の校内に掲示
関西	京都市交通局	駅構内等に掲示
	大阪市交通局	電車内等に掲示
中国	広島高速交通	駅構内等に掲示
九州	福岡市立幼稚園	7園の園内に掲示
	九州旅客鉄道	駅構内等に掲示

事業者名等の名前入りポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容
北海道	札幌市消防局	掲示板等に掲示
関東	横浜市交通局	駅構内等に掲示
九州	福岡市交通局	

7) 新聞広告の掲載 11月10日に掲載した。

支部	掲載新聞社
東北支部	河北新報
関東支部神奈川県支所	毎日新聞神奈川県版
九州支部	南日本新聞

8) エレベーター、エスカレーターへの安全利用に関するアンケートの実施

当協会ホームページで、エレベーター、エスカレーターの利用者に対して、安全利用に関するアンケートを2016年11月1日から2017年1月15日まで実施した。

アンケート応募総数は13,931件で、応募者の中から厳正な抽選で100名に図書カード(1,000円分)と「エレベーターの日」のキャンペーン品を送付した。また、アンケートの結果をホームページに掲載した。

9) キャンペーン取材等

本部：BS日テレ「真麻のドドンパッ！」の「きょうはドンな日？」のコーナーで11月10日を「エレベーターの日」として紹介された。

北陸支部：建設工業新聞、北日本新聞、富山新聞から「エレベーターの日」の街頭キャンペーンの取材を受け、11月11日付の紙面に掲載された。



(2) 安全周知活動への参画又は支援

支部及び会員等が実施する安全周知活動に参画又は支援した。

①エレ・エス安全キャンペーン		
日時	2016年8月8日(月)から2015年8月9日(火)まで	
場所	Terrace Mall 湘南(JR東海道本線 辻堂駅 駅前ショッピングモール)	
主催等	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	
配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演	
②三菱夏祭り		
日時	2016年8月5日(金) 15時00分から	
場所	三菱電機 稲沢製作所	
主催等	三菱電機株式会社	
配布品等	「みんなで手すりをつかまろう」キャンペーン品のポケットティッシュ 1000個	
③エレベーター・エスカレーター乗り方教室		
日時	2016年12月2日(金) 10時から11時まで	
場所	公津の杜幼稚園	
主催等	日本オーチス・エレベーター株式会社	
配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演	
④2017年版記念日・記念行事特集 知ってなるほど〇〇記念日		

	日時	2017年1月4日
	場所	毎日新聞 神奈川版
	主催等	当協会関東支部神奈川県支所
	配布品等	新聞広告掲載
⑤エレベーター・エスカレーター安全キャンペーン		
	日時	2016年12月22日(木)13時30分から16時30分
	場所	神戸空港 2階出発ロビー付近
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	「キャンペーン品」 1500セット、ベータくん、エスカちゃんの出演
⑥エレベーター・エスカレーター安全キャンペーン		
	日時	2017年1月23日(月)14時から17時まで
	場所	近鉄奈良駅前行基広場(奈良市管轄エリア)及びJR奈良駅(奈良市管轄エリア)
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	「キャンペーン品」1500セット、クリアファイル及びぬり絵 100セット
⑦エレベーター・エスカレーター安全キャンペーン		
	日時	2017年3月27日(月)13時30分から16時30分まで
	場所	大阪モノレール 万博記念公園駅(2階改札付近、駅構内コンコース)
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	「キャンペーン品」3000セット、クリアファイル及びぬり絵 200セット ベータくん、エスカちゃんの出演

(3) 行政が主催する「防災展」等への出展

1) 「横浜消防出初式2017」への出展による耐震対策、安全利用等の周知

本部と関東支部神奈川県支所とが協力して、2017年1月8日に横浜赤レンガ倉庫、赤レンガパーク及び象の鼻パーク周辺で開催された「横浜消防出初式2017」に出展した。

当協会は、エレベーターの地震対策及び安全装置、地震時の利用等のパネルを展示し、ブース内に設置したスクリーンにエレベーター、エスカレーターの安全利用の動画を連続放映した。

また、当協会ブースの来場者には、「もしもの地震に備えて知っておきたいエレベーターの安全知識」等のリーフレット、「エレベーターの日」に制作したポケットティッシュ、消せる蛍光ペン、ベータくんとエスカちゃんを描いたぬり絵等を約2,000名の来場者に配布した。

一方で、2015年に引き続き、着ぐるみふれあいコーナー及び展示ホールにベータくんとエスカちゃんが参加し、「エレベーターの日」のポケットティッシュ等を配布しながら、多数の来場者の方々とふれあい、写真撮影等を行った。ベータくんとエスカちゃんの着ぐるみは、来場者の幅広い年齢の方々に好評を得た。

2) 東京都主催の「防災展2017」への出展による耐震対策、安全利用等の周知

本部及び広報委員会は、2017年3月8日、9日に新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された東京都主催の「防災展2017」に出展し、地震関係、エレベーターの安全装置等及びエスカレーターの正しい乗り方のパネルを展示した。また、エレベーター、エスカレーター安全利用のアニメーション動画をブース内に設置したディスプレイで連続再生した。当協会ブースに来場した約400名の来場者には、「もしもの地震に備えて知っておきたいエレベーターの安全知識」等のリーフレット及び「エレベーターの日」に制作したキャンペーン品及び「エレベーターの緊急時の連絡と対応方法について」リーフレット、「大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関するご協力をお願い」リーフレット、ベータくんとエスカちゃんのぬり絵等を配布した。

(4) 年間を通じた安全利用の周知

本項では、会社名等の株式会社、一般社団法人等を略し、一般的な略称等も使用した。

1) 都市交通事業者等主催のキャンペーン活動への参画 [本部、支部]

2013年度から東日本旅客鉄道(JR東日本)が企画したエスカレーターのキャンペーン活動に協賛し、本部、支部が協力して参画している。この活動をより一層活発にするために、継続して活動した。

2) エスカレーター「みんなで手すりにつかまろうキャンペーン」への参画(継続)

全国鉄道事業者51社局、商業施設、森ビル、羽田空港、成田空港、日本民営鉄道協会、日本地下鉄協会、千葉市、川崎市及び当協会が実施事業者として、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンを国土交通省、消費者庁に後援いただき全国各地で実施した。

鉄道事業者各社局等、本部及び支部、会員会社から延べ約380名のご協力のもと、JR東日本の15駅、その他全国各社局18駅で同キャンペーンポスターデザインのポケットティッシュを当協会が制作して約12万個配布した。

(5) 都市交通事業者、消防本部、空港等へのキャンペーンポスターの掲出依頼 [本部、支部]

1) 「エレベーターの日」全国統一ポスター

本部、支部が協力して、2014年度から「エレベーターの日」に合わせて依頼しており、2016

年度は、国土交通省、特定行政庁、札幌市立小学校（204校）、仙台空港、小田急電鉄、相模鉄道、新京成電鉄、西武鉄道、東京地下鉄、東京急行電鉄、東京地下鉄、JR東日本、及び新規に、京成電鉄、埼玉高速鉄道、東京都交通局、東葉高速鉄道、北総鉄道、日本地下鉄協会、京都市交通局、大阪市交通局、広島高速交通、福岡市立幼稚園（7園）、JR九州に掲出いただいた。

2) 「エレベーターの日」事業者名等と当協会名入りポスター

2016年度は、「エレベーターの日」全国統一ポスターデザインに次の各事業者名及び当協会名入りのポスターを作成し、各事業者等の鉄道車両内、駅構内、管轄する建物内、店内等に掲出いただいた。札幌市交通局、仙台市交通局、名古屋市交通局、福岡市交通局、札幌市消防局、大阪高速鉄道、高松琴平電気鉄道、JR東日本 仙台支社、横浜市交通局、新規に西日本鉄道、東北百貨店協会加盟店 9社（さくらの百貨店、川徳、そごう・西武、エマルシェ、仙台三越、藤崎、中合、うすい百貨店、大沼）

3) 駅改札口付近の案内システムへの安全利用動画の提供

東京急行電鉄、大阪高速鉄道、JR東日本 仙台支社、西日本鉄道、東北百貨店協会加盟店 9社では、電車内、駅構内等の運行情報画面、店内等で当協会ホームページに掲載のエスカレーター的安全利用動画又は「エレベーターの日」のポスター画像を放映いただいた。

(5) 消費者教育推進法に関連した安全周知活動

学校等への安全周知活動

1) 北海道支部は、11月10日の「エレベーターの日」に札幌市学校長会の協力を得て、札幌市内の市立小学校全203校の校内にエレベーターとエスカレーター的安全利用を周知する「エレベーターの日」キャンペーンポスターを掲出いただいた。また、「エレベーター・エスカレーター的安全利用リーフレット」及び「もしもの地震に備えて知っておきたい安全知識リーフレット」を配布し校内に掲出いただいた。

2) 東海支部は、土岐市、瑞浪市及び恵那市の市立小学校29校に「ドッジボール」を合計153個と「エレベーターの日」キャンペーンポスターとを送付し、エレベーター、エスカレーター的安全利用を周知した。11月10日に1校を訪問し「ドッジボール」を贈呈した。

3) 九州支部は、福岡市立幼稚園7園に依頼し、エレベーターとエスカレーター的安全利用を周知する「エレベーターの日」キャンペーンポスターを園内に掲示していただいた。

4. 1. 3 耐震対策の推進

(1) エレベーターの釣合おもりブロックの落下防止対策を含めた耐震対策の推進

1) 地震後の現地調査票による調査

会員会社5社に対し震度階5強以上の地震発生時に震度階4以上を観測した都道府県で閉じ込め又は釣合おもりブロック落下被害が発生した場合について詳細調査を依頼した。次の地震が調査対象となった。

調査対象の地震名称	発生日時
①熊本県熊本地方を震源とする地震	4月14日21時26分頃
	4月16日 1時25分頃
	4月18日20時42分頃
	4月19日17時52分頃
	4月29日15時9分頃
②北海道内浦湾を震源とする地震	5月16日14時21分頃
③鳥取県中部を震源とする地震	10月21日14時7分頃
④茨城県北部を震源とする地震	12月28日21時38分頃

閉じ込めは、①の地震が54件、③の地震が14件及び④の地震が1件であった。これらの地震でも地震時管制運転は正常に機能し、安全装置が作動して停止したものと想定される。被害の多かった①の地震について、全会員会社に対して被害状況を調査し、その集計結果を『協会月報』2016年11月号に掲載した。

(2) エスカレーター本体の脱落防止対策の普及促進

平成25年国土交通省告示第1046号が平成28年8月3日に改正されたことを踏まえ、「エレベーター、エスカレーターの地震対策」及び「エスカレーターのリニューアルを考える」リーフレットを改訂した。

4. 2 JEAS等、JIS及びISO/TC178等に関する活動

4. 2. 1 JEAS等及びJISの制定、改訂活動

(1) 国際規格に整合した、「ロープ式エレベーターの安全要求事項に関するJIS」の制定

2017 年末までに制定を計画している国際規格 ISO 8100-1/-2（案）に整合した JIS 原案（JIS A 43XX-1/-2）を作成するために、JIS 原案作成委員会を発足して 2016 年 10 月から活動を開始した。

(2) 制定された调速機、非常止め装置及び緩衝器の 3 種類の安全装置の JIS

3 種類の安全装置の JIS を作成中の JIS A 43XX-1/-2 の当該箇条にて引用することで、JIS A 43XX-1/-2 との整合を図った。なお、本 JIS の運用方法の検討を行政側にて進めている。

(3) 「エレベーター、エスカレーターの乗り心地測定」ISO 18738-1/-2 の JIS 化を一般財団法人日本規格協会が原案作成団体となって「新市場創造型標準化制度」の活用

経済産業省からの要請がなかったため、活動しなかった。

(4) JIS A 4302 に関連した課題

2016 年 4 月 27 日に当協会でも検討してきた JIS A 4302 改訂案を所管団体である一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに提出し、次回改訂時に今回の改訂案を基に検討いただくこととした。

(5) JEAS 及び JEAB の制定、並びに既発行の JEAS 及び JEAB の改訂を適時に実施

1) JEAS : 次の 6 件を制定及び改訂した。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	424 新規	16-04	サービス階切離し運転に関する標準
2	528 新規	16-04	昇降機監視盤の表示灯及び操作スイッチに関する標準
3	A526 改訂	16-12	小荷物専用昇降機のドアロックの構造に関する標準
4	B1018B 改訂	17-02	ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表
5	A1020B 改訂	17-02	油圧式エレベーター工事完了検査試験成績表
6	A1036B 改訂	17-02	巻胴式エレベーター工事完了検査試験成績表

2) JEAB : 次の 2 件を改訂した。

No	JEAB 番号	登録	表題
1	安 002A 改訂	16-07	労働災害報告制度に関する内規
2	工 002A 改訂	17-02	昇降機機器搬入計画書に関する内規

3) 2016（平成 28）年度 第 11 回配布：次の 11 編を発行した。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	A 413 改訂	16-02	自家発時管制運転に関する標準
2	A 414 改訂	16-02	停電時自動着床装置の運転方法に関する標準
3	421 新規	16-02	管制運転重複時の運転方法に関する標準
4	423 新規	15-10	乗場の戸の前に防火設備が設置された場合の運転方式に関する標準
5	A 504A 改訂	15-02	非常用エレベーターの電気配線工事等に関する標準
6	A 1021B 改訂	15-02	エスカレーター工事完了検査試験成績表
7	A 1022B 改訂	16-02	小荷物専用昇降機工事完了検査試験成績表
8	A 1045 改訂	16-02	段差解消機工事完了検査試験成績表
9	A 1046 改訂	16-02	段差解消機（油圧式）工事完了検査試験成績表
10	A 1047 改訂	16-02	いす式階段昇降機工事完了検査試験成績表
11	2006 新規	16-07	エレベーター取扱説明書の作成に関する標準

4) 2016（平成 28）年度 第 12 回配布：次の 1 編を発行した。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	A 526 改訂	16-12	小荷物専用昇降機のドアロック装置の構造に関する標準

(6) エレベーター以外の機種は、それぞれの JIS の制定を想定した規定内容を検討

斜行型段差解消機及びいす式階段昇降機の JIS 制定に向けて、国際規格、欧州規格等を基に各箇条を審議した。ホームエレベーターに関しては、「ロープ式エレベーターの安全要求事項に関する JIS」に追加することになった。

4. 2. 2 ISO/TC178 活動

(1) 総会、WG（作業グループ）活動等への参画

ISO/TC178 委員会へは、日本の代表（JISC）として P メンバー（投票義務があり、規格開発会議に積極的に参加する）の地位で参加している。同委員会の傘下の WG として、WG4、WG5、WG6、WG8、WG10 の各国際会議に委員を派遣し、ISO/TC178 国内審議委員会の審議結果に基づき各 WG での規格開発活動及び改訂時に日本の意見の提示、投票等をした。

委員派遣している WG 名称は、次のとおり。

1) WG4 : 安全基準とリスク評価（エレベーターの安全基準）

2) WG4/TFC : 安全装置の規格整合

- 3) WG4-CEN/TC10/AH17 : CENとの協業
 - 4) WG5 : エスカレーターと動く歩道の安全基準
 - 5) WG6 : エレベーター機器 (かご寸法、防火戸、非常用エレベーター、エレベーターの避難時利用、等)
 - 6) WG8 : 電気要求事項 (EMC (電磁両立性)、安全装置の電子化、等)
 - 7) WG10 : 省エネルギー
- (2) ISO/TC178 国内審議委員会における審議
 本審議委員会を 9 月 30 日に開催した。本委員会で、ISO 8100-1、ISO 8100-2 及び ISO/TS 8100-3 の新作業項目 (NWIP) の投票審議を行った。また、その他の ISO/TC178 からの投票依頼は、技術委員会及び傘下の委員会にて内容を検討し、当協会の理事会の承認後に投票した。投票結果は、当協会の理事会に報告している。
- (3) ISO/TC178 に関連した課題の検討
 ISO/TC178 の各 WG からの国際規格改訂情報、及び CEN/TC10 からの EN 規格改訂情報に対し、日本からの意見を提示した。
- (4) 2017 年度に発行予定の ISO/TS 8100-3 (日本及び北米の例外規定) の記載内容の検討
 ISO/TS 8100-3 には、ISO 8100-1/-2 と JIS A 43XX-1/-2 との相違項目を記載している。JIS 原案作成委員会の審議を経て作成中の JIS 原案と ISO 規格との相違点を、ISO/TC178 の WG4 の TFC 会議に提示するとともに、WG4 にて承認を受けた。
- (5) 既設品の改修に関する規格を審議する ISO/TC178 の WG11 (新設) への参画の検討
 検討した結果、委員派遣はしないこととした。

4. 2. 3 海外の昇降機関連団体との技術交流

- (1) ISO/TC178、欧州標準化委員会 (CEN)、米国機械学会 (ASME) と連携した活動
 ISO/TC178/WG4 と CEN/TC10 との特別会議 (CEN/TC10/Ad Hoc Group 17) が開催されており、2016 年 4 月開催のヘルシンキ会議、10 月開催のパリ会議、及び 2017 年 3 月開催のテルアビブ会議に参加した。本会議を通じて、欧州規格改訂の情報収集及び欧州規格改訂に対する欧州域外からの提案をしている。
- (2) NEII、PALEA 等、海外エレベーター協会、行政等との情報交換
- 1) 中華人民共和国 深圳市特殊設備行業協会
 - ①訪問日時：2016 年 5 月 30 日 15 時から 16 時 30 分まで
 - ②目的：双方の協会についての紹介及びエレベーターの据付・保守等について意見交換
 - ③訪問者：深圳市特殊設備行業協会及び同行深圳市の関連会社合計 15 名
 - ④対応者：内山会長、下秋専務理事、坂田部長
 - ⑤実施内容：日本におけるエレベーター関連法令とその制定方法について、並びに据付及び保守の検査資格等について意見交換した。
 - 2) 大韓民国 国民安全処 昇降機安全課及び韓国昇降機安全公団
 - ①訪問日時：2016 年 12 月 6 日 10 時から 11 時 50 分まで
 - ②目的：日本の昇降機の認証、地震関連の法令及び認証システムにおける技術交流
 - ③訪問者：大韓民国 国民安全処 昇降機安全課：2 名、韓国昇降機安全公団：3 名、通訳：1 名
 - ④対応者：内山会長、下秋専務理事、宮田技術部長、藤事務局長
 - ⑤実施内容：当協会の活動の紹介資料、エスカレーターの実物大トラス実験の紹介資料、地震関係のリーフレットを配布し、定期検査報告制度についての質問に答えた。
 また、機械室なしエレベーターの非常用エレベーターへの適用拡大のための消防用水の飛散状況に関する実験をパワーポイントで紹介した。
 - 3) 中華人民共和国 中山職業技術学院 南区エレベーター学院
 - ①訪問日時：2016 年 12 月 14 日 (水) 13 時 30 分から 15 時 00 分まで
 - ②目的：当協会、当協会と昇降機製造会社等との関わり、及び政府機関と当協会との関係についての紹介、並びに意見交換
 - ③訪問者：南区エレベーター学院の講師 9 名、三菱電機株式会社の中国関連会社 2 名、
 - ④対応者：下秋専務理事、三菱電機株式会社 2 名
 - ⑤実施内容：当協会の活動の紹介資料を配布し、質問に答えた。
 - 4) シンガポール Building and Construction Authority (BCA)
 - ①訪問日時：2016 年 12 月 15 日 13 時から 17 時 15 分まで
 - ②目的：日本の建築関係の法制度、遠隔監視及びに独立系保守会社等についての意見交換

- ③訪問者：BCA 関係者 9 名、三菱電機株式会社のシンガポール関連会社 3 名
- ④対応者：国土交通省昇降機等事故調査室 深井室長、齋藤課長補佐、湯浅係長
当協会；内山会長、下秋専務理事、坂田部長
- ⑤実施内容：BCA からの質問事項に回答するとともに、国土交通省からの日本の法制度についてプレゼンテーションした。

4. 3 サービス機能の強化

4. 3. 1 ホームページ

- (1) 閲覧者の利便性の向上等を図るため、掲載内容を検討し、適時、適正な内容に更新
 - 1) 安全利用ポスターのページに昇降機の安全利用周知を目的として、2016 年度の「エレベーターの日」の全国統一ポスターを掲載し、一般にダウンロード可能とした。
 - 2) トップページの「お知らせ」及び「業界情報」にキャンペーンの情報、結果等を掲載した。
主な内容は次のとおりです。
 - ①会長の就任及び新年のあいさつ
 - ②エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン実施
 - ③11 月 10 日「エレベーターの日」「みんなが気持ちよく、安全に、快適に」キャンペーン実施
 - ④「エレベーターの日」昇降機安全利用キャンペーンの実施報告
 - ⑤「エレベーターの日」昇降機安全利用キャンペーンアンケート結果
 - ⑥『昇降機技術基準の解説 2016 年版』正誤表
 - ⑦日本エレベーター協会標準色見本帳 2017 年版の販売
 - ⑧日本エレベーター協会標準（JEAS）の一覧及び申込書
 - ⑨機関誌『エレベーター ジャーナル』の発刊
 - 3) 「エレベーターの日」キャンペーンページ
「エレベーターの日」キャンペーンの一環として、2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 15 日まで、「エレベーター、エスカレーター安全利用キャンペーン」のページを掲載し、アンケートを募集した。アンケートの応募結果を 2017 年 3 月にトップページの「お知らせ」に掲載した。
- (2) 安全利用アニメーション英語字幕版の内容を検討し、順次更新
キャンペーン用の安全利用アニメーションに英語字幕を追加した。
- (3) 管理が容易になる様式、構成等に適宜変更
ホームページの管理に関する JEAB を広報委員会で検討した。

4. 3. 2 電子版機関誌『エレベーター ジャーナル』及び会報『協会月報』のさらなる充実

- (1) 機関誌『エレベーター ジャーナル』
当協会の電子版機関誌は、情報発信の強化を目的として、当協会のホームページの一般サイトに掲載して 3 年目を迎えた。カラーデータで、幅広い読者にエレベーター、エスカレーターに関する情報を公開しており、電子版機関誌『エレベーター ジャーナル』への 2016 年度のアクセス数は、約 35,172 回となり、広く読まれている。
当協会の活動内容を広く知っていただくことを目的に、当協会の安全、安心の活動及び昇降機の安全利用の紹介及び昇降機設置台数の調査結果等を掲載した。なお、昇降機設置台数の調査結果等を掲載は、2016 年度から 8 月号として発行することにした。
また、2016 年 4 月号から 1 年間「昇降機業界で働く女性の紹介」として、当協会会員会社に所属する女性が執筆した記事を「エレ小町」として紹介した。

(2) 会報『協会月報』

『協会月報』は、印刷、製本に必要な時間を短縮して、情報の速報性の向上及び内容の充実を図り、毎月の 10 日発行を目標に発行した。また、掲載記事の原稿一式を事務局内で回覧し、記事を再確認する等、品質向上を図った。

4. 3. 3 図書、頒布品等

- (1) 『昇降機技術基準の解説 2016 年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版』等の図書の拡販
『昇降機技術基準の解説 2016 年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版』への改訂により、改訂版を拡販した。
- (2) 頒布品（ステッカー、リーフレット）等の拡販
2016 年度は、次の頒布品を改訂及び新規に発行した。

No	頒布品名	新規/改訂	内容	発行月
----	------	-------	----	-----

1	エスカレーター 大型ステッカー	—	注文販売品 ES-101、ES-103A	2016年6月 2017年1月
2	小荷物専用昇降機 使用上の注意	改訂	内容を見直し、カラー4色刷りとした。	2016年7月
3	昇降機関係の労働災害事例 集 2010年度から2016年度前 半まで	新規	過去5年間の災害事例をまとめ たもので、協力会社にも配布可能 として労働災害防止を図る。	2016年12月
4	エレベーター、エスカレー ターの地震対策	改訂	平成28年8月3日付で公布され た、平成28年国土交通省告示第 917号に伴い内容を見直した。	2017年1月
5	エスカレーターのリニュー アルを考える	改訂	同上	2017年1月
6	日本エレベーター協会標準 色見本帳 2017年版	改訂	2011年版からの見直し	2017年1月
7	昇降機の定期検査基準変更	新規	平成20年国土交通省告示第283 号改正に伴う定期検査の基準変 更の概要紹介	2017年3月

2016年度のJEASの新規、改訂版等の販売は、次のとおりである。

No	頒布品名	新規/改訂	内容	発行月
1	JEAS 第11回 12編	新規3編 改訂9編	JEAS 番号 A413、A414、421、423、A504A、 A505A、A1021B、A1022B、A1045、 A1046、A1047、2006	2016年7月
2	JEAS 第12回 1編	改訂1編	JEAS 番号 A 526	2017年1月

(注) エスカレーター用の大型ステッカーは、既に本ステッカーが普及し、1回の注文枚数が販売価格を維持する枚数に満たないことを想定し、2016年6月以降、注文受付の回数を年3回から年2回(1月頃、6月頃)に減らしている。

4. 3. 4 講演会等

(1) 協会会員向け講習会等

当協会会員向けに実施した講習会等は、次のとおりである。

1) 昇降機の安全装置に関する日本工業規格(JIS)の講習会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2016年 6月30日(木) 14時から 16時まで	アイビー ホール	国土交通省住宅局建築指導課 齋藤 課長補佐 事務局：宮田技術部長 JIS 原案作成委員会 平野氏	安全装置 JIS (調速機、 非常止、緩衝器) の従来 の標準等の規定との変更 点、特に注意する変更点 等の説明	88名

2) 労働安全講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2016年 7月21日(木) 14時から 16時30分まで	アイビー ホール	1) 安全衛生委員会 委員長 佐藤 貢 氏 2) 元三菱電機安全衛生協力 会事務局長 労働安全衛生 アドバイザー 林谷 英一 氏	1) 2015年度昇降機労働 災害分析結果について 2) 「安全は経営の礎であ る～災害防止活動の活 性化と安全配慮義務～」	54名

3) 昇降機検査資格の取得を目指す技術者への支援

開催日時	開催場所	概要	受講者
2016年 9月12日(月) 13時から 17時まで	当協会 A会議室	1) 開講挨拶 2) オリエンテーション 3) 昇降機の法令に関する知識考査 4) 正解発表と解説	25名

4) 労働衛生講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2016年 11月17日(木) 14時30分から 16時40分まで	アイビー ホール	三菱電機ビルテクノサービス (株)看護師 中嶋 祐子 氏	「メンタルヘルス (ライン ケア) について」	45名

5) 昇降機基礎教育講座

開催日時	開催場所	講義内容(概要)	受講者
------	------	----------	-----

2016年 11月25日(金) 10時から 16時まで	大阪会場 大阪産業 創造館	1) 開講挨拶、協会活動及び法令順守について 2) 昇降機概論(歴史、構造、地震対策等) 3) 建築基準法施行令・告示について 4) 質疑応答	36名
2016年 11月30日(水) 10時から 16時まで	東京会場 アイビー ホール		101名

6) 『昇降機技術基準の解説 2016年版』説明会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2016年 12月13日(火) 13時から 16時まで	アイビー ホール	国土交通省住宅局建築指導課 昇降機事故調査室 深井 室長 国土交通省住宅局建築指導課 齋藤 課長補佐 事務局：宮田技術部長 JIS 原案作成委員会 平野氏	1) 事故報告書対応の要請 について 2) 建築基準法、同施行令 及び告示の「改正個所の 説明及び技術的助言	142名

7) 社会経済講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2017年 1月25日(水) 15時から 17時まで	アイビー ホール	コーポレート・ガバナンス・アワード 主宰 日本マネジメント総合研究 所合同会社 理事長 戸村 智憲 氏	「企業のガバナンスについて」	77名

8) 重大事故の再発防止に関する説明会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2017年 3月28日(火) 14時から 16時30分まで	アイビー ホール	国土交通省 社会資本整備審 議会 昇降機等事故調査部会 部会長 東京電機大学統括副学長 藤田 聡 氏 国土交通省住宅局建築指導課 昇降機事故調査室 深井 室長 国土交通省住宅局建築指導課 齋藤 課長補佐 当協会：下秋専務理事	1) 総論 2) 重大事故の詳細説明 3) 協会からの要請事項	107名

(2) 関係団体等との連携活動

関係団体の関係者に対して実施した講習会等は、次のとおりである。

1) 国土交通大学校への講師派遣と実機研修

①国土交通省住宅局建築指導課及び国土交通大学校から講師派遣依頼があり、当協会本部事務局から講師を2名派遣した。実機研修は、会員会社の協力で実施できた。

開催日：2017年1月17日(火) 13時15分から1月18日(水) 11時50分まで

講義名：平成28年度専門課程建築指導/昇降機等安全・事故対策研修

目的：昇降機等の事故発生時の対応及び安全にかかわる総合的な知識の習得

場所：国土交通省国土交通大学校(小平市)

対象者：国土交通省、他省庁、地方公共団体、独立行政法人等の職員で、昇降機や遊戯施設に係る安全対策、事故対応業務を担当する者(計19名)

派遣講師：協会の技術部関連部長 2名

講義内容：昇降機概論(Ⅰ)、昇降機概論(Ⅱ)

「昇降機の主要構造やしくみ、各部品や装置等について」

②昇降機実機研修

実機研修：2017年1月19日(木)及び1月20日(金)に、三菱ビルテクノサービス株式会社のご協力、同社の研修センター(小平市)において、エレベーター(ロープ式・油圧式)、ホームエレベーター及びエスカレーターについて、昇降機実機研修を実施した。

2) 昇降機等事故調査委員等に対する安全教育の実施

国土交通省住宅局建築指導課 昇降機等事故調査室の要請により、昇降機等事故調査委員会の委員及び建築指導課昇降機等事故調査室の職員計13名に対し、安全教育及び実機見学を次のと

おり実施した。なお、安全教育は安全衛生委員会にて取りまとめた「昇降機現場作業安全教育資料」を基に実施した。

- ①2016年7月14日(木) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 教育センター
- ②2016年8月29日(月) 東芝エレベータ株式会社 研修センター
- ③2016年9月6日(火) 株式会社日立ビルシステム グローバル研修センター

(3) 関係団体主催の講演会、論文集、機関誌等への発表

- 1) 一般社団法人日本機械学会「昇降機・遊戯施設等の最近の技術と進歩」での講演論文
当協会から、非常用エレベーターに機械室なしエレベーターを適用する時の課題である、昇降路内での消火用水の飛散の状況を実物大実験で確認した結果、更にこの結果を基にして駆動装置等の防滴処理等級を評価した結果を報告した。

(4) 平成28年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等の顕彰者報告、及び平成29年度候補者推薦

- 1) 平成28年度優秀施工者国土交通大臣顕彰及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰
平成28年度優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)は、当協会推薦でそれぞれ2名の方が顕彰され、次のとおり顕彰式典が開催された。

平成28年度は、優秀施工者国土交通大臣顕彰は当協会推薦の2名を含め、総勢415名の方が顕彰され、また、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰は当協会推薦の2名を含め、106名が顕彰された。

- ①日時：2016年10月7日(金) 14時40分から16時20分まで
- ②場所：メルパルクホール (東京都港区芝公園2-5-20)
- ③顕彰者：建設マスター(2名)

株式会社紫竹工業 紫竹 和仁 氏：推薦 株式会社日立ビルシステム
株式会社東光エレベーター 染野 芳暢 氏：推薦 東芝エレベータ株式会社
建設ジュニアマスター(2名)
フジテック株式会社 樋田 清彦 氏：推薦 フジテック株式会社
有限会社ヒコネ製作所 彦根 秀任 氏：推薦 三菱電機株式会社

2) 平成29年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等推薦候補者

平成29年度優秀施工者国土交通大臣顕彰推薦候補者及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰推薦候補者を会員会社に募集したところ、それぞれ2名の推薦があった。

本部事務局及び工事委員会で審査し、推薦条件を満足していることを確認したのち理事会の承認を得て、国土交通省に推薦した。

(5) 定期検査支援システムの告示、特定行政庁の要望等に対応したシステム改善

2016年度は、セキュリティと保守性向上を目的に印刷機能ツールをJavaからWindows標準の.NETに切替えた。また、平成20年国土交通省告示第283号改正対応を実施した。

(6) 生産性向上設備投資促進税制の申請内容精査、証明書発行業務

生産性向上設備投資促進税制の2016年度証明書発行件数等は、次のとおりである。

2016年度証明書発行件数等

件数、台数	年/月	2016年									2017年			2016年度計	累計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
証明書発行件数(件)		78	72	62	68	45	50	52	30	49	61	106	71	744	2,231
台数(台)	エレベーター	194	90	108	82	61	74	74	43	96	76	186	122	1,196	3,519
	エスカレーター	24	59	26	4	3	24	32	2	12	26	64	54	330	1,181
	合計	218	149	134	86	64	98	106	45	108	102	250	166	1,526	4,700

* 累計値は2014年7月(開始年月)からの累計値

(7) 中小企業投資促進税制の工業会としての対応検討

平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」における経営力向上設備等を導入することによる税制措置は、対象設備を拡大して「中小企業経営強化税制」を創設し、平成29年4月1日に施行されるものである。対象設備拡大の中に昇降機設備としてエレベーター、エスカレーターが含まれたものです。

中小企業等は、経営力向上計画書を主務大臣に申請して本税制措置の認可を受ける必要がある。導入する設備は、工業会が発行する「経営力向上設備」であることの証明書を添付する必要がある。

昇降機設備が「経営力向上設備」であることを証明する工業会として、当協会は中小企業庁に登録し、会員からの申請に対して、証明書を発行することについて検討した。

2016(平成28)年度 収支決算

2016(平成28)年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)の収支決算は、次のとおりである。

2016年度決算 正味財産増減計算書

2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位:円)

科 目	2016年度 予算額	2016年度 決算額	差異	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	0	20,246	20,246	
特定資産利息収入	0	20,246	20,246	
受取会費	85,704,000	85,416,000	△ 288,000	
入会金収入	600,000	600,000	0	
正会員会費収入	77,184,000	76,896,000	△ 288,000	
賛助会員会費収入	7,920,000	7,920,000	0	
情報会員会費収入	0	0	0	
事業収益	81,811,000	90,747,755	8,936,755	
標準化事業収入	31,540,000	35,663,199	4,123,199	
教育普及事業収入	33,850,000	37,011,054	3,161,054	
機関紙発行事業収入	500,000	556,320	56,320	
業務受託収入	50,000	1,674,256	1,624,256	
定検システム利用収入	15,611,000	15,608,076	△ 2,924	
証明書発行収入	260,000	234,850	△ 25,150	
受取補助金等	2,320,000	2,320,000	0	
民間助成金収入	2,320,000	2,320,000	0	
雑収益	250,000	521,220	271,220	
受取利息収入	50,000	1,741	△ 48,259	
雑収入	200,000	519,479	319,479	
経常収益計	170,085,000	179,025,221	8,940,221	
(2) 経常費用				
事業原価		△ 635,8247	△ 6,358,247	
期首棚卸高		7,011,951	7,011,951	
期末棚卸高		13,370,198	13,370,198	
事業費	154,350,557	151,414,671	△ 2,935,886	
給料手当	44,000,000	42,196,508	△ 1,803,492	
福利厚生費	4,800,000	4,781,822	△ 18,178	
会議費	1,000,000	1,242,936	242,936	
旅費交通費	8,250,000	8,179,660	△ 70,340	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	1,600,000	2,620,894	1,020,894	
広告宣伝費	13,000,000	13,837,088	837,088	
減価償却費	10,840,557	11,117,495	276,938	
消耗什器備品費	310,000	226,097	△ 83,903	
消耗品費	210,000	45,686	△ 164,314	
図書資料費	545,000	656,930	111,930	
印刷製本費	35,850,000	34,247,927	△ 1,602,073	
賃借料	18,800,000	18,932,179	132,179	
諸謝金	6,200,000	5,633,241	△ 566,759	
租税公課	2,000,000	1,544,371	△ 455,629	
支払負担金	100,000	81,530	△ 18,470	
委託費	6,350,000	5,761,232	△ 588,768	
雑費	495,000	309,076	△ 185,924	
管理費	32,559,443	31,238,619	△ 1,320,824	
給料手当	13,000,000	12,937,135	△ 62,865	
福利厚生費	3,550,000	3,292,352	△ 257,648	
会議費	1,100,000	925,381	△ 174,619	
旅費交通費	900,000	703,598	△ 196,402	
通信運搬費	450,000	401,606	△ 48,394	
減価償却費	159,443	281,457	122,014	
消耗什器備品費	150,000	2,798	△ 147,202	
消耗品費	100,000	95,400	△ 4,600	
図書資料費	200,000	189,138	△ 10,862	
印刷製本費	400,000	72,106	△ 327,894	
賃借料	11,700,000	10,856,396	△ 843,604	
租税公課		25	25	
支払負担金	300,000	314,500	14,500	
帰宅困難者対策費	100,000	0	△ 100,000	
雑費	450,000	1,166,727	716,727	
経常費用計	186,910,000	176,295,043	△ 10,614,957	
当期経常増減額	△ 16,825,000	2,730,178	19,555,178	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産除却損		0		
頒布品廃棄損		315,609		
貸倒損失		8,509		
経常外費用計		324,118		
当期経常外増減額		△ 324,118		
当期一般正味財産増減額	△ 16,825,000	2,406,060	19,231,060	
当期一般正味財産期首残高	192,840,230	192,840,230	0	
当期一般正味財産期末残高	176,015,230	195,246,290	19,231,060	

2016年度決算 正味財産増減計算書 前年度比較

2015年4月1日から2016年3月31日まで

(単位 円)

勘 定 科 目	2015年度決算額	2016年度決算額	差 異	差異の説明
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	54,353	20,246	△ 34,107	
特定資産利息収入	54,353	20,246	△ 34,107	
受取会費	84,168,000	85,416,000	1,248,000	
入会金収入	0	600,000	600,000	
正会員会費収入	76,248,000	76,896,000	648,000	
賛助会員会費収入	7,920,000	7,920,000	0	
情報会員会費収入	0	0	0	
事業収益	48,463,028	90,747,755	42,955,407	
標準化事業収入	31,815,316	35,663,199	3,847,883	
教育普及事業収入	7,216,124	37,011,054	29,794,930	
機関紙発行事業収入	496,040	556,320	60,280	
業務受託収入	50,000	1,674,256	1,624,256	
定検システム利用収入	7,915,968	15,608,076	7,692,108	
証明書発行収入	298,900	234,850	△ 64,050	
受取補助金等	2,370,000	2,320,000	△ 50,000	
民間助成金収入	2,370,000	2,320,000	△ 50,000	
雑収益	440,238	521,220	80,982	
受取利息収入	13,170	1,741	△ 11,429	
雑収入	427,068	519,479	92,411	
経常収益計	135,495,619	179,025,221	44,200,282	
(2) 経常費用				
事業原価	3,213,790	△ 6,358,247	△ 9,572,037	
期首棚卸高	10,225,741	7,011,951	△ 3,213,790	
期末棚卸高	7,011,951	13,370,198	6,358,247	
事業費	117,433,745	151,414,671	33,980,926	
給料手当	43,887,655	42,196,508	△ 1,691,147	
福利厚生費	4,731,068	4,781,822	50,754	
会議費	683,294	1,242,936	559,642	
旅費交通費	6,144,458	8,179,660	2,035,202	
旅費交通費		0		
通信運搬費	1,250,432	2,620,894	1,370,462	
広告宣伝費	13,334,507	13,837,088	502,581	
減価償却費	3,234,442	11,117,495	7,883,053	
消耗什器備品費	160,562	226,097	65,535	
消耗品費	50,728	45,686	△ 5,042	
図書資料費	177,068	656,930	479,862	
印刷製本費	15,131,208	34,247,927	19,116,719	
賃借料	19,124,555	18,932,179	△ 192,376	
諸謝金	4,870,004	5,633,241	763,237	
租税公課	1,735,486	1,544,371	△ 191,115	
支払負担金	87,480	81,530	△ 5,950	
委託費	2,209,992	5,761,232	3,551,240	
雑費	620,806	309,076	△ 311,730	
管理費	31,546,930	31,238,619	△ 308,311	
給料手当	12,703,328	12,937,135	233,807	
福利厚生費	3,360,452	3,292,352	△ 68,100	
会議費	941,223	925,381	△ 15,842	
旅費交通費	822,532	703,598	△ 118,934	
通信運搬費	391,117	401,606	10,489	
減価償却費	254,974	281,457	26,483	
消耗什器備品費	112,320	2,798	△ 109,522	
消耗品費	0	95,400	95,400	
図書資料費	213,126	189,138	△ 23,988	
印刷製本費	309,595	72,106	△ 237,489	
賃借料	11,850,819	10,856,396	△ 994,423	
租税公課	1,847	25	△ 1,822	
支払負担金	299,500	314,500	15,000	
帰宅困難者対策費	0	0	0	
雑費	286,097	1,166,727	880,630	
経常費用計	152,194,465	176,295,043	24,100,578	
当期経常増減額	△ 16,698,846	2,730,178	20,099,704	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	142,467	0	△ 142,467	
頒布品廃棄損	207,613	315,609	107,996	
貸倒損失		8,509	8,509	
経常外費用計	350,080	324,118	△ 25,962	
当期経常外増減額	△ 350,080	△ 324,118	25,962	
当期一般正味財産増減額	△ 17,048,926	2,406,060	19,454,986	
当期一般正味財産期首残高	209,889,156	192,840,230	△ 17,048,926	
当期一般正味財産期末残高	192,840,230	195,246,290	2,406,060	

2016年度決算 貸借対照表

2017年 3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	2015年度決算額	2016年度決算額	差異
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	61,156,743	48,472,651	△ 12,684,092
未収金	2,916,838	13,657,290	10,740,452
未収消費税	510,000	0	△ 510,000
前払金	767,230	0	△ 767,230
図書在庫	7,011,951	13,370,198	6,358,247
貯蔵品	48,149	39,815	△ 8,334
仮払金	314,664	171,449	△ 143,215
流動資産合計	72,725,575	75,711,403	2,985,828
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
建物付属設備	1,730,999	1,449,542	△ 281,457
基本財産合計	1,730,999	1,449,542	△ 281,457
(2) 特定資産			
退職給与引当 退職給与引当預金	9,262,000	10,201,153	939,153
事務所費用預金 事務所保証金引当預金	20,000,000	20,000,000	0
事務所修繕引当預金	5,000,000	5,000,000	0
事務所更新料引当預金	1,884,754	1,884,754	0
事業積立預金 安全対策準備預金	4,500,000	4,500,000	0
ISO国際会議準備預金	10,700,000	10,700,000	0
ISO/WG活動準備預金	11,996,337	11,996,437	100
情報機器拡充預金	6,314,595	6,315,521	926
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	15,000,000	0
災害損失等準備預金	20,000,000	20,000,000	0
特定資産合計	104,657,686	105,597,865	1,026
(3) その他固定資産			
什器備品	1,554,246	2,132,027	577,781
電話加入権	176,700	176,700	0
無形固定資産	6,980,564	132,194,708	125,214,144
保証金	17,493,527	17,493,527	0
その他固定資産合計	26,205,037	151,996,962	125,791,925
固定資産合計	132,593,722	259,044,369	126,450,647
資産合計	205,319,297	334,755,772	129,436,475
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,807,439	1,161,097	△ 1,646,342
預り金	409,628	275,232	△ 134,396
仮受金(前受会費)	0	144,000	144,000
未払消費税	0	0	0
流動負債合計	3,217,067	1,580,329	△ 1,636,738
2. 固定負債			
退職給与引当金	9,262,000	10,201,153	939,153
資産取得未払金	0	127,728,000	127,728,000
固定負債合計	9,262,000	137,929,153	128,667,153
負債合計	12,479,067	139,509,482	127,030,415
III 正味財産の部			
一般正味財産			
一般正味財産	192,840,230	195,246,290	2,406,060
(うち基本財産への充当額)	(1,730,999)	(1,449,542)	△ 3,180,541
(うち特定資産への充当額)	(95,395,686)	(95,396,712)	3,242
正味財産合計	192,840,230	195,246,290	2,406,060
負債及び正味財産合計	205,319,297	334,755,772	129,436,475

2016年度決算 財産目録 (一般会計)

2017年3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現 金 現金手元有高	81,178	
当座預金 みずほ銀行他	4,028,798	
普通預金 みずほ銀行他	44,345,232	
郵便振替 赤坂郵便局	17,443	
未収金	13,657,290	
前払金	0	
図書在庫	13,370,198	
貯蔵品	39,815	
仮払金	171,449	
未収消費税	0	
流動資産合計		75,711,403
2. 固定資産		
基本財産		
建物付属設備	1,449,542	
基本財産合計	1,449,542	
特定資産		
退職給与引当資産		
退職給与引当預金	10,201,153	
小計	10,201,153	
事務所費用預金		
事務所保証金引当預金	20,000,000	
事務所修繕引当預金	5,000,000	
事務所更新料引当預金	1,884,754	
小計	26,884,754	
事業積立預金		
安全対策準備預金	4,500,000	
ISO国際会議準備預金	10,700,000	
ISO/WG活動準備預金	11,996,437	
情報機器拡充預金	6,315,521	
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	
災害損失等準備預金	20,000,000	
小計	68,511,958	
特定資産合計	105,597,865	
その他固定資産		
什器備品	2,132,027	
電話加入権	176,700	
無形固定資産	132,194,708	
保証金	17,493,527	
その他固定資産合計	151,996,962	
固定資産合計		259,044,369
資産合計		334,755,772
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	1,161,097	
預り金	275,232	
前受会費	144,000	
未払消費税	0	
流動負債合計		1,580,329
2. 固定負債		
退職給与引当金	10,201,153	
資産取得未払金	127,728,000	
固定負債合計		137,929,153
負債合計		139,509,482
III 正味財産		195,246,290

2016年度決算 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)消費税等の会計処理

税込み方式を採用しております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しております。

(3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。また、無形固定資産は、定額法によっております。

(4)引当金の計上基準

退職給与引当金は期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。

(5)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物付属設備	1,730,999		281,457	1,449,542
小計	1,730,999	0	281,457	1,449,542
特定資産				
退職給与引当預金	9,262,000	939,153	0	10,201,153
事務所保証金引当預金	20,000,000			20,000,000
事務所修繕引当預金	5,000,000			5,000,000
事務所更新料引当預金	1,884,754			1,884,754
安全対策準備預金	4,500,000			4,500,000
ISO国際会議準備預金	10,700,000			10,700,000
ISO/WG活動準備預金	11,996,337	100		11,996,437
情報機器拡充預金	6,314,595	926		6,315,521
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000			15,000,000
災害損失等準備預金	20,000,000			20,000,000
小計	104,657,686	940,179	0	105,597,865
合計	106,388,685	940,179	281,457	107,047,407

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
建物付属設備	1,449,542		(1,449,542)	-
小計	1,449,542	-	(1,449,542)	-
特定資産				
退職給与引当預金	10,201,153	-	-	(10,201,153)
事務所保証金引当預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
事務所修繕引当預金	5,000,000	-	(5,000,000)	-
事務所更新料引当預金	1,884,754	-	(1,884,754)	-
安全対策準備預金	4,500,000	-	(4,500,000)	-
ISO国際会議準備預金	10,700,000	-	(10,700,000)	-
ISO/WG活動準備預金	11,996,437	-	(11,996,437)	-
情報機器拡充預金	6,315,521	-	(6,315,521)	-
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	-	(15,000,000)	-
災害損失等準備預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
小計	105,597,865	0	(95,396,712)	(10,201,153)
合計	107,047,407	0	(96,846,254)	(10,201,153)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	7,222,130	5,772,588	1,449,542
器具及び備品	10,194,318	8,062,291	2,132,027
無形固定資産	147,899,280	15,704,572	132,194,708
合計	165,315,728	29,539,451	135,776,277

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
受取手形	0	0	0
未収金	13,657,290	0	13,657,290
未収会費	0	0	0
合計	13,657,290	0	13,657,290

2017(平成 29) 年度事業計画書

(2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)

当協会の活動では、全ての利用者の方々が安全に安心してエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機を利用していただけることを目指している。この実現のためには、これまでに発生した痛ましい事故等を真摯に受け止め、忘れることなく、製造会社、保守会社、更には昇降機関連部品等に係わる会社と一体となり、学識経験者、行政機関、建築業界、関係諸団体等のご協力を得ながら事業活動を推進する。

2017 年度の基本方針は、「昇降機の安全、安心の推進」、「JEAS、JIS 及び ISO 等の制定等の推進」、「労働災害の撲滅」、「情報サービス機能の強化」及び「当協会の基盤強化」として取り組む。

基本方針の具体的な展開

当協会の 2017 年度「基本方針」に従って策定した具体的な内容は、次のとおりである。

1. 昇降機の安全、安心の推進

1. 1 法令への対応と会員向け周知活動

(1) 2016 年度下期及び 2017 年度上期の法令改正内容への対応

新たな制定及び改正内容が明確になった時点で、その対応について実行体制及び計画を立案して推進する。

1) 法令改正内容の周知徹底

- ① 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を周知する。また、既設のエレベーターの戸開走行保護装置の設置促進に関し、所有者等に有益な情報、地方公共団体での補助金制度等に関する情報等をリーフレット等による周知、及びホームページに掲載することを検討する。
- ② 平成 25 年国土交通省告示第 1046 号「地震その他の振動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」の改正内容の周知
- ③ 平成 17 年国土交通省告示第 566 号「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件」の改正内容の周知
- ④ 平成 20 年国土交通省告示第 283 号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」の改正内容の周知

2) 国土交通省との情報交換の実施等への対応

3) 「平成 29 年度建築基準整備促進事業」の募集があれば、実施要否、推進体制等を検討する。

4) 『昇降機技術基準の解説 2016 年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版』及び『昇降機の適切な維持管理に関する指針の解説 2017 年版 (未定)』の周知徹底

(2) 2015 年度に制定した安全装置 3 種類 (調速機、非常止め装置及び緩衝器) の JIS の活用推進

(3) 法令等の技術的事項に関する国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び消費者庁等への協力

(4) 国土交通省の事故報告書公表後の協力要請への対応

(5) 調査、報告

1) 昇降機事故報告制度による報告

2) 労働災害の報告

3) 震度階 5 強以上の地震等 (社会的影響が大きい広域災害を含む) の被害調査等

1. 2 利用者、所有者、管理者等への周知活動

1. 2. 1 「エレベーターの日」等

(1) 着ぐるみ、ポスター類、ステッカー類及びリーフレット類

1) 当協会のマスコットキャラクター「ベータくん」、「エスカちゃん」、昇降機の構成機器及びその機能を説明した展示ボード、リーフレット等を本部、支部等及び会員が企画するキャンペーンに活用する。

2) エレベーター、エスカレーターの安全な利用を周知するため、新規に展示ボード、リーフレット、動画等を企画、制作する。

3) 2020 年の東京オリンピック及びパラリンピックに向けて、ステッカー及び当協会のホームペー

ジの動画は、ピクト（図）の見直し、外国語併記等を検討し、順次展開する。

(2) 11月10日「エレベーターの日」

- 1) 全国統一ポスター及びエスカレーターポスター、窓用ステッカーのデザイン見直し等を検討し、制作する。
- 2) ポスター、ステッカー、電光表示、新聞広告等の掲出方法は、掲出地域の拡大、無償掲出先の新規開拓、掲出期間の長期化を目指し、支部、委員会及び本部で検討する。
- 3) 安全利用周知のためのキャンペーン配布品を企画し、制作する。
- 4) 本キャンペーン期間に実施する「利用者アンケート結果」をホームページで公表するとともに、委員会及び支部での活動に活用する。

(3) 安全周知活動への参画、支援

- 1) 行政、関係団体等が主催する行事への参画を検討し、また委員会及び支部、会員が主催する安全周知キャンペーンを支援する。例：東京都主催「防災展」、横浜市消防局主催「出初式」等
- 2) 法令の制定又は改正された内容、耐震対策等を周知する。

1. 2. 2 年間を通じた安全利用の周知

(1) 都市交通事業者等主催のキャンペーン活動への参画

全国の鉄道事業者等が実施するエスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンに継続して参画する。また、JRグループ各社、主要都市の市営地下鉄、私鉄等と共同でキャンペーンを実施又は参画する。

(2) 都市交通事業者、消防本部、空港等へのキャンペーンポスターの無償掲出依頼

「エレベーターの日」に合わせて、支部及び本部は協力して都市交通事業者、消防本部、空港等にキャンペーンポスターの掲出を継続して依頼する。更に、支部が管轄している地域の鉄道、定期バス等を運営する会社を新規に開拓する。

(3) 駅改札付近の案内システムへの安全利用動画の提供

多くの利用者がエスカレーターの安全利用動画を見ることができるよう、鉄道、定期バス等を運営する会社への動画のデータ提供を更に拡大する。

(4) 消費者教育推進法に関連した安全周知活動

幼稚園児、児童、生徒及び高齢者を対象とした、会員単独又は支部等との共同で実施するエレベーター及びエスカレーターの正しい乗り方等の安全周知のキャンペーン等を支援する。

1. 3 閉じ込め救出訓練

(1) 総務省消防庁との覚書に基づく、都道府県の消防本部と連携した閉じ込め救出訓練を支部及び支所を中心に年間活動として実施する。

(2) 警察関係からの要請が支部及び支所があれば、本部と連携して覚書を締結するとともに、1.3の(1)の年間活動に織り込める実施回数の範囲内で実施する。

1. 4 耐震対策の推進

(1) エレベーターの釣合おもりブロックの落下防止対策等の耐震対策の推進

リーフレット等によって既設のエレベーターへの対策周知及び普及を図る。マンション管理等の関係団体との関係強化を図り、安全な利用、法令及び耐震対策の内容の普及、エレベーターのリニューアル促進を図る。

(2) エスカレーター本体の脱落防止対策の普及促進

法令改正内容等のリーフレット等により周知する。

(3) 長周期地震対策、災害時のエレベーター利用についての検討

長周期地震対策の普及状況を把握し、一層の普及のための方策を検討する。また、災害時のエレベーターの利用は、国内及び海外の基準、検討状況等を調査する。

2. JEAS、JIS 及び ISO 等の制定等の推進

2. 1 JEAS 等及び JIS の制定、改訂活動

(1) 国際規格に整合したロープ式エレベーターの安全要求事項に関する JIS の 2017 年度制定を目指し、2016 年度に発足した JIS 原案作成委員会において JIS 原案を完成する。

(2) JIS A 4302(昇降機の検査標準)は、所管団体に改訂要望を回答しており、改訂の動きがあれば参画する。

(3) 日本エレベーター協会標準 (JEAS) 及び日本エレベーター協会内規 (JEAB) の制定、並びに既発行の JEAS 及び JEAB の定期的な見直し及び法令の改正に従って改訂を適宜実施する。また、JEAS の制定及び改訂時には技術的な観点に加えて、編集の観点で昇降機関係者以外の一般の購入者があること

を認識し、簡潔な構成及び内容、更に適切な文章及び用語の使い方等に留意する。

- (4) エレベーター以外の機種は、それぞれの JIS の制定を想定し、国際規格の調査、内容の把握、JEAS の制定、JIS 素案等を検討する。
- (5) 「エレベーターの乗り心地測定」ISO 18738-1 及び「エスカレーターの乗り心地測定」ISO 18738-2 の JIS 化の活動が開始されれば、参画する。
- (6) 「既設のエレベーターの安全性改善基準 (SNEL)」の活動が開始されれば、参画を検討する。

2. 2 ISO/TC178 活動

- (1) 総会、WG 活動への参画 ISO/TC178、CEN/TC10、ASME と連携して活動する。
- (2) ISO/TC178 国内審議委員会を開催し、審議する。
- (3) ISO/TC178 に関連した課題を検討する。
- (4) 2017 年度に発行予定の仕様規定 ISO 8100-1 及び ISO 8100-2 並びに日本及び北米の例外規定である技術仕様書 ISO/TS 8100-3 の記載内容を検討し、開発中の JIS に反映する。

2. 3 海外の昇降機団体との技術交流

PALEA (太平洋アジアエレベーター協会) 等の海外のエレベーター協会、行政機関等と情報交換する。必要に応じて、国土交通省、一般社団法人日本国際協力センター等の協力を得る。

分類		2017 年度上期	2017 年度下期
技術交流	PALEA 等	PALEA : 8月24日、25日	PALEA : 未定
	行政機関等	要請ごとに検討	要請ごとに検討

3. 労働災害の撲滅

3. 1 重篤災害撲滅

2016 年度上期の労働災害発生状況を勘案して安全衛生委員会、メンテナンス委員会、工事委員会及び業務委員会が連携して「労働災害撲滅」活動を推進する。この活動では、当協会の目標である「重篤災害の発生件数 0 件」を達成するために、過去の労働災害事例の分析、会員の意見収集等から方策を適時に立案して、展開する。

3. 2 労働災害発生件数低減

- (1) 2016 年度に頒布した『昇降機関係の労働災害事例集』(冊子版) の活用状況を把握し、会員及び会員の協力会社が一体となった安全施策の展開の支援を図る。また、2016 年 12 月に発行した『昇降機関係の労働災害事例集』以降の事例の追加については、会員会社等における活用状況によって判断する。
- (2) 「労働安全講演会」への参加層及び参加者の拡大を図る。
- (3) 発生した労働災害再発防止施策の中で、会員会社で効果があった対策、他業界での対策事例等の収集、取りまとめ及び会員会社への情報提供の方法を検討する。
- (4) 2017 年度に改訂の『昇降機現場作業安全心得』の普及により、労働災害の防止策の一助とする。

4. 情報サービス機能の強化

4. 1 ホームページ

- (1) 掲載内容を定期的に見直し、適時、最新記事に更新する。
- (2) 英語版の掲載内容を見直し、順次更新する。
- (3) 各委員会は、会員サイトの掲載内容を定期的に見直し、会員向けサービス向上を図る。

4. 2 機関誌『エレベータージャーナル』及び会報『協会月報』の一層の充実

- (1) 機関誌『エレベータージャーナル』は、当協会の情報発信機能を強化するため、昇降機が関係する有益な記事を適時に掲載し、充実を図る。
- (2) 会報『協会月報』は、会員に対して情報を定期的に発信する。

4. 3 講演会等

次の講演会、説明会等の開催、国土交通大臣顕彰等への推薦、昇降機に関する情報システムの管理等を行う。

- (1) 昇降機基礎教育講座
会員の新入社員、異動後間もない社員等を対象に昇降機に関する基礎知識を付与する。
- (2) 労働安全講演会、労働衛生講演会、社会・経済講演会、技術講演会、法令関係説明会等
- (3) 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) 推薦、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター) 推薦
- (4) 昇降機定期検査支援システムは、法令改正、特定行政庁の要望等に応じて改修する。

5. 当協会の基盤強化

5. 1 運営基盤強化

- (1) 協会の各種規則及び規程は、法令改正に従って年度に1回10月から12月頃に見直す。
- (2) 当協会ホームページの会員向けサイトの更新により会員への適切な情報公開を行う。
- (3) 定款、会員規則、遵法規程等の規定に従って、次の調査を実施する。
 - 1) 年次報告書 年度初めに調査する。
 - 2) 昇降機設置台数調査 2017年4月頃に2016年度分、2017年10月頃に2017年度上期分を調査する。なお、2016年度分の調査から、地震対策関連の項目として、地震時管制運転装置のP波及びS波感知器付、並びに長尺物振れ感知器付、自動診断仮復旧運転機能付等の調査を追加する。

5. 2 財政基盤強化

現事業の一層の拡充を図る。

- (1) 新規に発行した『昇降機技術基準の解説 2016年版』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016年版』、新規及び改訂版のJEAS等の頒布図書を拡販し、財務状況を改善する。
- (2) ステッカー、リーフレット等の頒布品を拡販する。
- (3) 関係諸団体等からの業務又は当協会の事業に有益な研究等は、要請等があれば受託の可否を判断する。

定常活動内容

当協会の定常活動の内容は、次のとおりである。

1. 委員会等

2017年度の事業計画の基本方針に沿って、委員会、専門委員会及び特別委員会又はワーキンググループ(WG)(以下「委員会等」という。)、並びに支部及び支所(以下「支部等」という。)の組織は附図1のとおりである。

委員会は、理事会の承認によって、常設の委員会、常設の委員会のなかで専門分野を検討する専門委員会、また必要ときに適宜設置する特別委員会又はWGで構成する。

支部等は、管轄地域に設けられた委員会として活動する。

1. 1 委員長会議及び支部長会議

- (1) 委員長会議は、常設の委員会及び専門委員会の委員長が委員会等の事業計画の進捗状況報告、委員会等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。
- (2) 支部長会議は、支部長及び支所長が支部等の事業計画の進捗状況及び経費等状況報告、事業推進方法等に関して支部等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。

1. 2 常設委員会等及び支部等の活動

(1) 常設委員会等の活動

常設委員会、専門委員会は、事業計画達成のために、定期的に原則として月1回開催する。特別委員会、WGは、必要に応じて事業計画達成のために開催する。

特別委員会、WGは、年度中に新たに設置の必要が生じた場合には、理事会の承認を得て、設置する。委員会等の活動の成果は、理事会の承認を得て、2018年度第69回通常総会に報告する。

委員会等の主要な活動内容は、次のとおりである。

(2) 支部等の活動

定款に規定された事業の中で、支部及び支所において活動する事業は、次の3項目である。

- 1) 当該地区の行政、安全協議会等との連携
- 2) 当該地区安全の周知活動、「エレベーターの日」活動、及び定期的、かつ、日常的な安全向上
- 3) 当該地区消防本部との連携：救出訓練体制の整備、訓練の実施

その他、本部から指示した事項

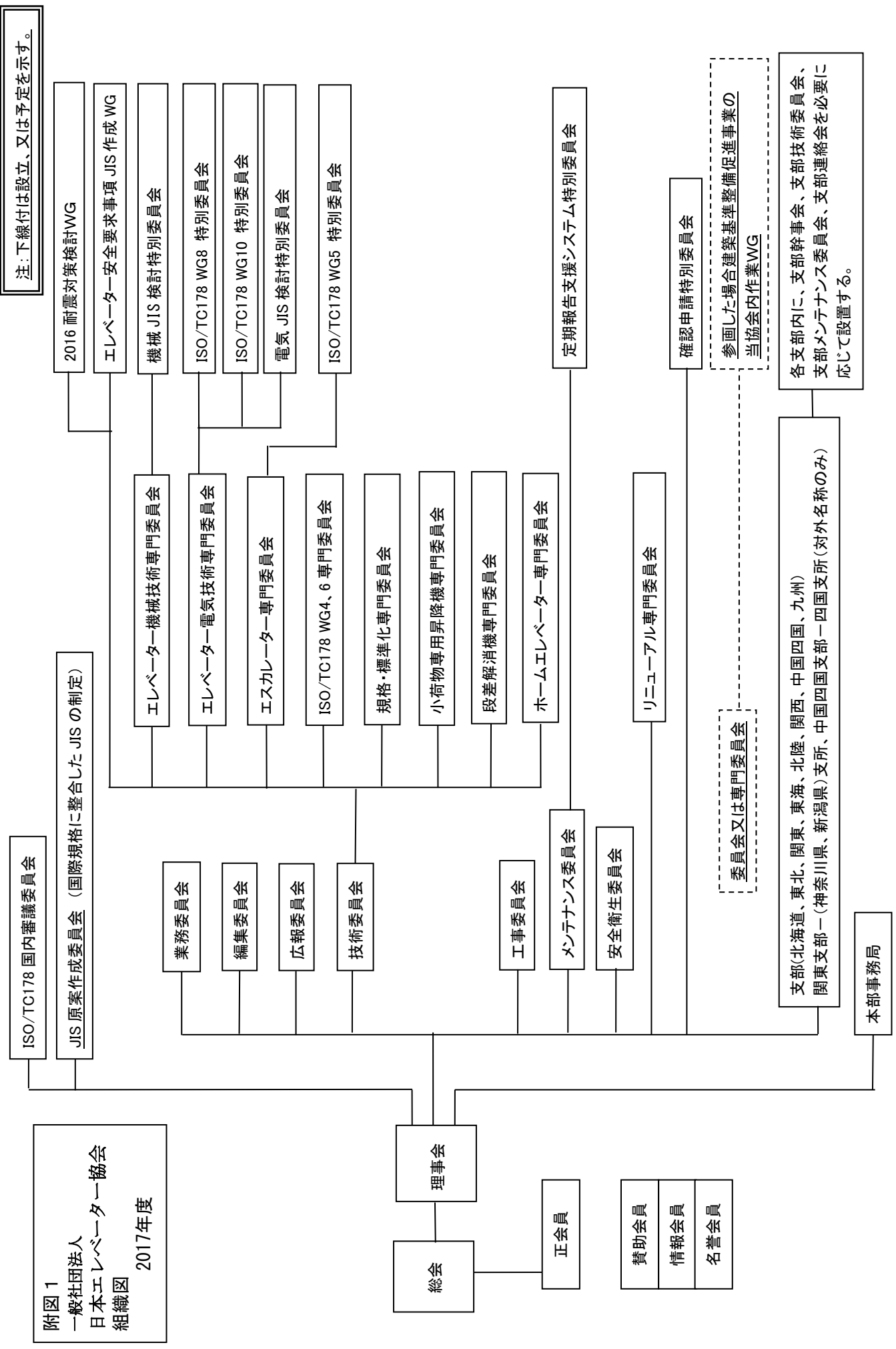
上述の3項目について、2017年度は次の方針で推進する。

- 1) 「エレベーターの日」の活動では、本部の事務局と支部等とが連携して、「安全、安心の周知の素材」(ポスター等)を本部が一括で制作する。また、「エレベーターの日」の活動を継続的に管轄地域の全域において、より多くの利用者に周知できるように計画する。

- 2) 消防本部に対する救出訓練は、地域の消防本部と実施時期等を打合せ、計画的に実施する。

また、救出訓練は有償実施となるように、地域の消防本部が予算を計画する時期に翌年度の実施計画、費用等についての打合せを実施する。

附図 1
一般社団法人
日本エレベーター協会
組織図
2017年度



2. 印刷物等の刊行、頒布及び情報提供

2. 1 機関誌「エレベーター ジャーナル」及び「協会月報」

2. 1. 1 機関誌及び「協会月報」の発行

機関誌は当協会のホームページに掲載する。掲載時期は、原則として2017年4月、7月、8月、10月、2018年1月の5回とする。

「協会月報」は、原則として毎月の初旬に、年間12回発行する。

2. 1. 2 昇降機関係統計資料

(1) 年次報告は、2017年4月頃に正会員及び賛助会員に対して報告を依頼する。

昇降機設置台数調査は、正会員に対して2016年度年間の新設台数、保守台数及びリニューアル台数等について調査する。2017年度上半期分の昇降機設置台数調査は、2017年10月頃に実施する。上半期の調査結果は『協会月報』に、年間台数の調査結果は『協会月報』及び『エレベータージャーナル』に掲載する。

(2) 2016年度に発生した昇降機の労働災害を調査し、統計及び分析を『協会月報』6月号に掲載する。

(3) 1年間に発生した労働災害を事例集としてまとめ、『協会月報』9月号に掲載する。

2. 2 講習会、講演会、説明会等

2. 2. 1 昇降機基礎教育講座

本部事務局及び業務委員会の企画により、2017年11月頃に東京会場及び大阪会場の2ヵ所で開催する。講師は、「協会活動及び遵法について」を専務理事が、「昇降機概論」及び「昇降機に関する建築基準法の解説」を本部事務局の部長が行う。

なお、大阪会場での実施では関西支部に庶務等の事務をお願いする。

2. 2. 2 労働安全講演会、労働衛生講演会

本部事務局及び安全衛生委員会の企画により、労働安全講演会は2017年7月に東京で、労働衛生講演会は2017年11月に東京で開催する。

2. 2. 3 社会・経済講演会、技術講演会等

社会・経済講演会は、本部事務局及び業務委員会の企画により、2018年1月に東京で開催する。

技術講演会は、適切な話題がある場合に必要に応じて開催する。

2. 2. 4 法令関係説明会他

法令等の制定、改正、及びJIS、JEAS等の規格の制定、改訂等の機会には、必要に応じて説明会、講習会等を実施する。

2. 3 「平成30年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」(建設マスター)及び「平成30年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」(建設ジュニアマスター)候補者の推薦

「平成30年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」及び「平成30年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」推薦候補者を会員会社に募集する。本部事務局及び工事委員会で推薦条件への該当状況を審査した後、理事会の承認を得て、国土交通省に推薦する。

2. 4 定期検査報告支援システム

告示の改正等に対応した定期検査報告支援システムとする。また、システムの利便性を高めるために、新機能の追加、使用者の要望等に従った現行機能の改善等を検討し、実施する。

2. 5 関係団体等への役員、委員等の派遣

関係団体等から役員、委員等の派遣要請があれば、役員、事務局職員、正会員から最適な人を選定し、かつ、本人の了解を得た後に、理事会の承認を得て、当協会の代表として派遣する。

以上